

三重県健康福祉部医療事故の包括的公表について

平成29年5月26日

三重県健康福祉部子ども・家庭局

「三重県健康福祉部医療事故等公表基準」に基づき、平成28年度分の医療事故で包括的に公表する事例は、次のとおりです。

施設名	発生年月	レベル	事故の状況・原因・対応策	事故にかかる治療内容	患者の身体状況
県立草の実リハビリテーションセンター	平成28年1月	レベル1	<p><状況></p> <p>・平成28年1月4日、県立草の実リハビリテーションセンター（以下「草の実」）の理学療法室において、外来患者が立位訓練中に急に転倒しそうなため、背後で介助していた担当職員（理学療法士）が転倒を防止するため両下肢を両手で支えた際に、患者に右大腿骨頸部骨折が発生した。</p> <p><原因></p> <p>・予測できない児童の急な行動に介助者が十分対応できなかった。</p> <p><対応策></p> <p>・予測できない児童の急な行動に対する安全で適切な監視や介助体勢等について、医療事故防止対策マニュアルを見直すとともに、訓練に携わる職員全員に周知を行った。</p>	平成28年1月5日に三重大学医学部附属病院に入院、手術を実施した後、同8日～2月5日まで草の実で入院治療を行った。その後、平成29年3月に三重大学医学部附属病院に再入院し、抜釘手術を実施した。	抜釘手術後の経過は順調で、すでに退院されている。後遺症はない。

（参考）医療事故のレベル

レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の原因として、生活にほとんど影響しない軽度な後遺症が残った場合 ・事故等により、当初必要としなかった治療や処置が新たに必要となり、入院日数又は外来通院の増加が必要となった場合
------	---